

中華人民共和國反不正競争法

(改正草案請求意見稿)

第一章 総 則

第一条 不正競争行為を予防・抑制し、公平な競争を奨励、保護し、事業者及び消費者の合法的な権益と社会公共利益を守り、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 事業者は、生産・経営活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び商業道徳を遵守し、不正競争行為を実施したり、他人による不正競争行為の実施を幫助したりしてはならない。

本法において不正競争行為とは、事業者が生産・経営活動において、本法の規定に違反し、市場の競争秩序を攪乱し、他の事業者若しくは消費者の合法的な権益又は社会公共の利益を害する行為をいう。

本法において事業者とは、商品の生産、経営或いは労務の提供（以下「商品」という場合は労務を含む）に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

第三条 不正競争防止業務においては、中国共産党の指導を堅持すること。

国務院は、不正競争防止業務の調整の仕組みを確立し、不正競争防止に関する重大政策を検討、決定し、市場の競争秩序の維持に関する重大な問題を調整、処理する。

各級人民政府は措置を講じて不正競争行為を制止し、公正競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。

第四条 国はデジタル経済の公平な競争ルールを健全化する。

事業者は、データやアルゴリズム、技術、資本の優位性、プラットフォームの規則等を利用して、不正競争行為を行ってはならない。

第五条 県級以上の市場監督管理部門は、不正競争行為に対し調査・処分を行う。

不正競争防止法の執行においては、「準法、公正、平等、統一」の原則を堅持する。

本法に規定のないものについては、他の法律、行政法規の規定を適用することができる。

第六条 国はいかなる組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持しまた保護する。

国家機関及びその公務員は不正競争行為を助長し、庇護してはならない。

業界組織は、業界の自主規制を強化し、会員が法に基づいて競争するよう導き、適正化して、市場の競争秩序を維持しなければならない。

第二章 不正競争行為

第七条 事業者は、次の各号に掲げる混同行為を実施し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を関連公衆に生じさせてはならない。

(一) 他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似の標識若しくは包装、装飾を無断で使用する。

(二) 他人の一定の影響力のある市場主体の名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）等と同一又は類似の標識を無断で使用する。

(三) 他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページデザイン、個人メディア名、アプリケーション名又はアイコン等と同一又は類似の標識若しくはページを無断で使用する。

(四) 他人の一定の影響力のある商業標識を無断で検索キーワードに設定し、関連公衆をミスリードする。

(五) 他人の商品である、又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせるその他の混同行為。

事業者は、本条第1項の規定を構成する混同商品を販売してはならず、混同行為を実施するために倉庫、輸送、郵送、印刷、秘匿、経営場所等の便宜を図ってはならない。

第八条 事業者は、自ら又は他人をそそのかして、財産物品又はその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を得ようとしてはならない。

(一) 取引相手方又はその従業員

(二) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人

(三) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人

事業者は、取引活動において、明示の方法により取引相手方に値引きを行い、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。事業者は、取引相手方に値引きを行った、仲介人にコミッションを支払った場合、事実通りに記帳しなければならない。割引又はコミッションを受けた事業者も事実通りに記帳しなければならない。

事業者の従業員が賄賂を贈った場合、事業者の行為と認定しなければならない。ただし、事業者に当該従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。

いかなる組織及び個人も取引活動中に賄賂を受け取ってはならない。

第九条 事業者は、商品又は商品事業者の性能、機能、品質、種別、出所、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴、取引情報、経営データ、資格資質等の関連情報を偽り、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行い、関連公衆を欺き、誤った方向に導いてはならない。

前項でいう商業宣伝には、主として、経営場所、展覧活動、ウェブサイト、個人メディア、電話、チラシ等による商品の展示、実演、説明、解説、プレゼンテーション又は文字表示等、広告に該当しない商業宣伝活動が含まれる。

事業者は、虚偽の取引、架空の評価等の方法を実施することにより、他の事業者による虚偽や誤解を招く商業宣伝を幫助してはならず、虚偽宣伝のために企画、作成、発表等のサービスを提供してはならない。

第十条 事業者は、次の各号に掲げる、営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。

(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。

(二) 前号に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。

(三) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。

(四) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。

事業者以外のその他の自然人、法人又は非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施する場合は、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が本条の(一)に掲げた違法行為を実施したことを知り、又は知り得たにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等の商業情報をいう。

国は、営業秘密の自己保護、行政保護、司法保護が一体化した営業秘密保護システムの構築と健全化を推進する。

第十一条 事業者は、懸賞景品付販売を行うとき、次の各号に掲げる行為を実施してはならない。

(一) 設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品等懸賞付販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼす。

(二) 懸賞があることを偽る、虚偽の懸賞内容を設定する或いは意図的に内定者に懸賞を得させる詐欺方式を用いて懸賞景品付販売をすること。

(三) 抽選方式による懸賞景品付販売の場合、一等の金額が5万円を超えること。

事業者は、懸賞付販売活動の開始後に、前項第1号に規定する懸賞付販売の情報を変更してはならない。ただし、消費者に有利なものを除く。

第十二条 事業者は、虚偽情報又は誤導的情報を捏造若しくは流布し、又は他人に捏造させ、競争相手又は他の事業者の名誉或いは商品信用を侵害してはならない。

第十三条 相対的に優勢な地位を有する事業者は、正当な理由なく次の各号に掲げる活動を実施することにより、取引相手の経営活動に対して不合理な制限を実施したり、不合理な条件を付加したりして、公平な取引に影響を及ぼし、市場の公平な競争秩序を乱してはならない。

(一) 取引相手に排他的合意を強制する行為

(二) 取引相手の取引対象又は取引条件を不合理に限定する行為

(三) 商品を提供する際に他の商品を強制的に抱き合わせる行為

(四) 商品の価格、販売対象、販売エリア、販売時間、又は販売促進キャンペーンへの参加を不合理に限定する行為

(五) 保証金の控除・徴収や、補助金、優遇、トラフィック資源の削減等の制限を不合理的に設定する行為

(六) ユーザー選択への影響、トラフィック制限、遮蔽、検索降権(プラットフォーム事業者が検索エンジンにおいてプラットフォーム出店事業者の商品又はサービスの検索結果の順番を後にさせる一種の処罰方式)、商品の取り下げ等の方法によって、正常な取引を妨害する行為。

(七) その他の不合理な制限を実施し又は不合理な条件を付加して公平な取引に影響を与える行為

第十四条 事業者は、不正な利益を得ることを目的として、以下の悪意のある取引行為を実施し、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊してはならない。

(一) 故意に短期的に他の事業者と大規模、高頻度の取引、好評価授与等を行うことにより、関連懲戒を引き起こし、他の事業者が検索降権(プラットフォーム事業者が検索エンジンにおいてプラットフォーム出店事業者の商品又はサービスの検索結果の順番を後にさせる一種の処罰方式)、信用レベル低下、商品の取り下げ、リンク切断、サービス停止等の処置を受けるようにする行為

(二) 悪意をもって短期的に大量の商品を落札して支払いをしない行為

(三) 悪意をもって商品を大量購入した後に返品又は受け取りを拒否する行為

(四) その他の規則を利用して悪意のある取引を実施することにより、他の事業者の正常な経営を不当に妨害、破壊する行為

第十五条 事業者は、ネットワークを利用して生産・経営活動に従事するにあたり、本法の各条項を遵守しなければならない。

事業者はデータやアルゴリズム、技術、プラットフォームルール等を利用して、ユーザーによる選択への影響を及ぼしたり、あるいは他の方式により市場の公平な競争秩序を乱してはならない。

前項でいう「ユーザーによる選択への影響」には、ユーザーの意思や選択に背くこ

と、操作の複雑さを増加させること、使用一貫性を破壊すること等が含まれる。

第十六条 事業者は、技術的手段を利用し、次の各号に掲げるトラフィックハイジャック、不適切な干渉、悪意の不適合等の行為の実施により、ユーザーの選択に影響を与え、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨げたり、破壊したりしてはならない。

(一) 他の事業者の同意を得ずに、当該事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に特定のページ又は他人の製品若しくはサービスに遷移させる。

(二) キーワード連想、虚偽操作オプションの設定等の方法を利用して、自身の製品やサービスへのリンクを設定し、ユーザーを騙したり、ミスリードしたりしてクリックさせる。

(三) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、クローズ、アンインストールするようユーザーを誤った方向に導き、欺き、強迫する。

(四) 悪意をもって他の事業者の合法的に提供するネットワーク製品又はサービスが互換性を持たないようにする。

(五) 正当な理由なく、他の事業者が合法的に提供する製品又はサービスの内容、ページに対してブロック、隠蔽等を実施する。

(六) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊するその他行為。

第十七条 事業者は、技術手段、プラットフォームルール等を利用して、業界慣例又は技術規範に違反し、他の事業者が合法的に提供する製品又はサービスへのアクセスと取引等を不正に排除、妨害し、市場の公平な競争秩序を乱してはならない。

第十八条 事業者は、次の各号に掲げる行為を実施することにより、他の事業者の商業データを不正に取得又は使用し、他の事業者と消費者の合法的な權益を害し、市場の公平な競争秩序を乱してはならない。

(一) 窃盗、脅迫、詐欺、電子侵入等の方式で、技術管理措置を破壊し、他の事業者の商業データを不正に取得し、他の事業者の運営コストを不合理に増加させ、他の事業者の正常な経営に影響を与える行為

(二) 他の事業者が提供する関連製品又はサービスを実質的に代替するのに十分な程度にまで、約定又は合理的で正当なデータ収集プロトコルに違反して他人の商業データを取得し使用する行為

(三) 他の事業者が提供する関連製品又はサービスを実質的に代替するのに十分な程度にまで、不正な手段で取得された他の事業者の商業データを開示、譲渡又は使用する行為

(四) 信義誠実及び商業道徳に反する他の方法で他人の商業データを不正に取得して使用し、他の事業者及び消費者の合法的權益を酷く侵害し、市場の公平な競争秩序を

乱す行為

本法でいう「商業データ」とは、事業者が法に基づいて収集し、商業価値を有し、相応の技術管理措置を講じたデータを指す。

公衆が無償で利用可能な情報と同じデータを取得、使用又は開示することは、本条第1項でいう「他の事業者の商業データを不正に取得又は使用すること」には該当しない。

第十九条 事業者は、アルゴリズムを利用して、ユーザーの選好、取引習慣等の特徴を分析することで、取引条件において取引相手に対して不合理な差別待遇又は不合理な制限を実施し、消費者、他の事業者の合法的な権益と社会公共利益を害し、市場の公平な競争秩序を乱してはならない。

第二十条 事業者は、本法の規定に違反して、他のネットワーク不正競争行為を実施することにより、市場の競争秩序を乱し、市場の公平な取引に影響を与え、他の事業者又は消費者の合法的権益と社会公共利益を害してはならない。

第二十一条 本法第十三条から第二十条に規定する不正競争行為を構成するか否かを判断する際には、以下の要因を総合的に考慮することができる。

- (一) 消費者、他の事業者の合法的権益及び社会公共利益への影響
- (二) 強制、脅迫、詐欺等の手段を用いているか否か
- (三) 業界慣行、商業倫理、商業道徳に反するか否か
- (四) 公平、合理、無差別の原則に反するか否か
- (五) 技術革新、業界発展、ネットワーク生態への影響等

第二十二条 プラットフォーム事業者は、競争コンプライアンス管理を強化し、公平な競争を積極的に提唱しなければならない。

プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービスプロトコルと取引規則において、プラットフォーム内の公平な競争規則を明確にし、プラットフォーム内の事業者が法に基づいて競争するよう誘導しなければならない。

第三章 不正競争が疑われる行為の調査

第二十三条 監督検査部門は、不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (一) 不正競争行為が疑われる営業所に対して立入検査を行う。
- (二) 調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関係組織、個人に質問し、当該者に関連の状況の説明又は被調査行為に係るその他資料を提供するように要求する。
- (三) 不正競争行為が疑われる契約書、帳簿、票憑、文書、記録、業務書簡、電報及びその他の資料を検査、訊問、コピーする。
- (四) 不正競争行為が疑われる財物に対して差押、押収を行う。

(五) 不正競争行為が疑われる事業者の銀行口座と第三者支払い口座及び支払い記録を照会する。

前項(四)、(五)に定める措置を講じるにあたっては、県級以上の監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。

監督検査部門は不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、「中華人民共和国行政強制法」及びその他関連の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。かつ法に基づき調査・処分の結果を速やかに社会に公開する。

第二十四条 監督検査部門は不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関連の組織、個人は、関連資料又は関係状況をありのままに提供しなければならない。

第二十五条 監督検査部門及びその職員は、調査過程で知り得た営業秘密、個人のプライバシーと個人情報について守秘義務を負う。

第二十六条 不正競争が疑われる行為に対して、いずれの組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は、通報を受けた後、法により速やかに処理しなければならない。

監督検査部門は、通報を受理する電話、住所又は電子メールアドレスを社会に公開するとともに、通報者の秘密を保持しなければならない。実名で通報しかつ関連の事実及び証拠を提供した場合、監督検査部門は、処理結果を通報者に告知しなければならない。

第四章 法律責任

第二十七条 事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。

事業者は、その合法的な權益が不正競争行為により損害を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法の規定に違反した場合であって、情状が重大であるときは、上述した方法で定めた金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。

権利侵害により被侵害者が受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合、人民法院は、権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。

第二十八条 事業者が本法第七条の規定に違反して混同行為を実施した場合、監督

検査部門が違法行為の停止を命じ、違法所得、違法商品と生産用具を没収する。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の過料を科すことができる。違法経営額がない又は違法経営額が5万元に満たない場合、25万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。

他人が混同行為を実施したことを知り、又は知り得たにもかかわらず、混同商品を販売している場合、又は故意に混同行為の実施に便宜を図った場合、或いは、他人の混同行為の実施を幫助した場合には、前項の規定を適用し処理する。混同商品であることを知らずに販売し、当該商品を自身が合法的に取得したことを証明でき、さらに提供者についても提示した場合には、監督検査部門は販売停止を命じる。

事業者が登記した企業名称が本法第七条の規定に違反する場合、処理決定が下された日から30日以内に名称変更登記を申請しなければならない。名称変更手続が完了するまで、原企業登記機関が統一社会信用コードでその名称を代替しなければならない。

第二十九条 事業者が本法第七条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上500万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。

事業者又はその従業員が取引活動中に賄賂を受け取った場合、法律、行政法規に規定があるものについては、当該規定に従う。法律、行政法規に規定がないものについては、前項の規定に従い処罰する。

第三十条 事業者が本法第九条の規定に違反してその商品及び商品の生産事業主体について偽り、若しくは誤解を生じさせる商業宣伝を行い、又は虚偽取引、架空の評価を通じる等の方法により、他の事業者が虚偽の、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行うことを幫助した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法行為に用いられた物品と違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、100万元以上200万元以下の過料を科し、営業許可証を取り消すことができる。

事業者が虚偽の宣伝行為であることを知り、又は知り得たにもかかわらず、企画、作成、発表等のサービスを提供している場合、前項の規定に従い処罰する。

事業者が本法第九条の規定に違反し、虚偽広告の掲載に該当する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に従い処罰する。

第三十一条 事業者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、100万元以上500万元以下の過料を科すことができる。

第三十二条 事業者が本法第十一条の規定に違反して懸賞景品付販売をした場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5万元以上50万元以下の過料を科すことができる。

第三十三条 事業者が本法第十二条の規定に違反して競争相手の商業上の信用、商品の評判を損なった場合、監督検査部門が違法行為の停止、影響の除去を命じ 10 万元以上 100 万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、100 万元以上 500 万元以下の過料を科すことができる。

第三十四条 事業者が本法第十三条の規定に違反して、不合理な制限を実施し、又は不合理な条件を付加した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第三十五条 事業者が本法第十四条の規定に違反して、悪意ある取引を実施し、他の事業者の正常な経営を妨害、破壊した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、100 万元以上 500 万元以下の過料を科すことができる。

第三十六条 事業者が本法第十六条から第二十条の規定に違反し、ネットワーク不正競争行為を実施した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第三十七条 事業者が本法第二条の規定に違反し、競争秩序を酷く破壊し、確実に調査・処分しなければならない不正競争行為を実施している場合であって、本法及び関連法律、行政法規が明確に規定していないときは、国务院の市場監督管理部門が認定し、省級以上の市場監督管理部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第三十八条 事業者が本法第十三条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条の規定に違反し、不正競争行為を実施し、情状が特に重大で、性質が特に悪質で、公平な競争秩序又は社会公共利益を著しく損なった場合、省級以上の人民政府監督検査部門は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、前年度売上高の 1%以上 5%以下の罰金を科すと同時に、営業停止、関連業務許可証又は営業許可証の取り上げを命ずることができる。事業者の法定代表者、主要責任者、及び直接担当者が不正競争行為に対し個人責任を負う場合、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。

第三十九条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法行為の危害の影響を自発的に消去し、又は軽減した場合、法に基づき行政処罰を軽くし、又は減輕する。違法行為が軽微でありかつ速やかに是正し（※原文「改正」）、危害の影響をもたらさなかった場合、行政処罰を科さない。

第四十条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門が信用記録に記入するとともに、関連の法律、行政法規の規定に従い公示する。

第四十一条 事業者は、本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならないが、その財産で弁済が足りない場合、民事責任を負うことを優先する。

事業者が本法の規定に違反した疑いがある状況があり、関連事業者の間で既に民事責任の負担について和解が成立しているか、又は人民法院が民事責任について裁決を下しており、かつ事業者の行為が公平な競争秩序や社会公共利益に損害を与えていない場合、調査を行わなくてよい。調査を既に開始した場合、終了することができる。調査が終了した場合、処罰を免除することができる。

第四十二条 監督検査部門が本法に従って職責を履行することを妨害し、調査を拒否、阻害した場合、監督検査部門が是正を命じ、個人に対しては、5 万元以下の過料を科すことができ、組織に対しては 50 万元以下の過料を科すことができ、かつ公安機関が法により治安管理処罰を与えることができる。

第四十三条 当事者は監督検査部門の下した決定に不服がある場合、法により行政不服審査を請求し、又は行政訴訟を提起することができる。

第四十四条 監督検査部門の公務員に職権乱用、職務怠慢、私利による不正行為又は調査過程で知り得た営業秘密の漏えい行為があった場合、法により処分を行う。

第四十五条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。

第四十六条 営業秘密に係る侵害に関する民事裁判手続きにおいて、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、主張する営業秘密に対して秘密保持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行った場合は、侵害被疑者は権利者が主張した営業秘密が本法にいう営業秘密に属さないことを証明しなければならない。

営業秘密の権利者が営業秘密が侵害されたと考え、市場監督管理部門に侵害行為を通報する際には、営業秘密及び侵害行為が存在することを示す初歩的な証拠を提示することができる。

営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、その営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行い、かつ次の各号に掲げる証拠のいずれかを提供する場合は、侵害被疑者は営業秘密に係る侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。

(一) 侵害被疑者が営業秘密を獲得するルート又は機会があり、侵害被疑者が使用する情報が営業秘密と実質上同様であることを証明する証拠。

(二) 営業秘密が侵害被疑者によりすでに開示、使用され、又は開示、使用される恐れがあることを証明する証拠。

(三) 営業秘密が侵害被疑者に侵害されたことを証明するその他の証拠。

第五章 附 則

第四十七条 本法でいう「相対的な優勢地位」とは、技術、資本、ユーザー数、業界での影響力等における事業者の優位性、及び取引における他の事業者の当該事業者への依存度等を含む。

第四十八条 本法は 年 月 日から施行する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト：

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202211/t20221121_351812.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。